

街頭消火器の点検等の協力について（お願い）

1. 趣旨

街頭消火器は、地域の皆様が初期消火に使用していただけるよう市内に約3,200本設置されています。

令和3年度から、地域の皆様に年に1回、街頭消火器の点検を実施していただいております。

今年度も地域防災力の向上の一環として、全区に設置場所の確認や点検のご協力をお願いするものです。

※消火器の更新など費用が発生するものは、消防総務課で行います。（消火器は、10年毎に委託業者より交換します。）

2. お願いする理由

(1) 設置場所の確認により、迅速な初期消火が可能になります。

平時から街頭消火器の設置場所を確認しておくことで、有事の際、迅速な初期消火活動に繋げることができます。

(2) 平時の点検により、不備への早期対応が可能になります。

街頭消火器は、「交通事故」、「いたずら」などにより、使用できないことがあります。平時の点検で、街頭消火器に不備が判明した場合は、消防署が直ちに対応します。

3. お願いする内容

(1) 街頭消火器の設置場所を確認

町内会ごとの街頭消火器配置図を区に配付します。それを基に街頭消火器の設置場所を確認してください。

(2) 街頭消火器の点検

点検の内容は、次のとおりです。実施方法、配置図、点検表を一緒に配付します。

ア 街頭消火器収納箱を確認します。（転倒の危険の有無、格納箱の変形、扉の開閉支障など）

イ 街頭消火器収納箱の扉を開けて、街頭消火器本体を取出して確認します。（使用の有無、本体の変形の有無など）

(3) 街頭消火器の点検実施後、点検表を消防署に提出

※点検を実施したら、点検表を区から消防署へ提出してください。

(4) 緊急時の連絡

街頭消火器が収納されていなかったり、使用できないような状態が判明した場合は、消火器収納箱に記入してある管理番号を消防署に電話連絡してください。

※消防署にて対応します。

4. 点検等の実施回数、実施期日

年1回、12月末までに実施し報告願います。

5. 点検結果に対する措置報告

3月初旬ごろに、区長宛に郵送にて報告します。

担当所属	多治見市三笠町2丁目21番地 多治見市消防本部 消防総務課 (多治見南消防署2階)		
担当課長	大堀	担当者	小栗、坂本
電話番号	0572-22-9231		
F A X	0572-21-0022		
E-mail	t-fire@city.tajimi.lg.jp		